

小樽市立塩谷小学校いじめ防止基本方針

※令和5年4月改訂

はじめに

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、北海道においては、平成26年4月に「北海道いじめの防止に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」を決定しました。

法施行後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど後を絶たず、道においても、北海道のいじめ問題と現状、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年3月に道の基本方針を改定しました。

小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、基本方針の改定を行い、それを受けて、本校においても法第13条の規定に基づいて、以下のとおり改定しました。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよういじめのない学校づくりを推進していくとともに、対人関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育てていくことを目指し、「小樽市立塩谷小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

本校における いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめの未然防止に最大限努めるとともに、いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義【条例第2条】

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たります。また、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ①いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ③児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とします。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。

- ④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくないため、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- ⑤児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」、「新型コロナウイルス感染症等、感染症に係る児童」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

2 いじめの未然防止のために（いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育の推進）

- (1) 学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- (2) 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導や支援をします。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組みます。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行います。

- (6) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (7) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童の小さいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- (8) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (9) 保護者、地域住民、その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- (10) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方法に沿って記録するとともに、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」に報告し、全職員による組織的な対応に繋がります。「校内いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通します。
- (11) 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

3 いじめを未然に防止するための学校の具体的な取組

(1) 児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行いながら、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ②わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育みます。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道德の時間や学級活動の指導を通して育みます。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導していきます。
- ⑤見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友だち、家族に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導していきます。その際、知らせることは悪いことではないこともあわせて指導していきます。

(2) 教員に対して

- ①児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ②児童が自己実現を図れるよう、日常的に子どもが生きる授業を行います。
- ③児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級活動の充実を図ります。
- ④「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示します。
- ⑤児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚をもつように努めます。
- ⑥児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深め、常に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。

- ⑧問題を抱え込まずに、速やかに管理職への報告や学年・同僚への協力を求めるようにします。
- (3) 学校全体として
- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくっていきます。
 - ②いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有するとともに、必要に応じて個人面談を実施します。
 - ③「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての理解と実践力を深めます。
 - ④「いじめ問題」に関する全校朝会での校長講話等を行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめ」に気づいた時にはすぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝えていきます。
 - ⑤「いじめ問題」に関する児童会を中心とした自発的な取組を行います。
 - ⑥いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図ります。
- (4) 保護者・地域に対して（学校や地域との協力による子どもの規範意識の育成）
- ①どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
 - ②いじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。
 - ③子どもの発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせます。
 - ④日頃から家庭において、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
 - ⑤子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
 - ⑥子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように、見守り支えます。
 - ⑦インターネットを通して行われるいじめを防止するために、子どもが携帯電話等を使用する場合には、保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の徹底をします。

4 いじめの早期発見・早期対応のために

(1) 早期発見にむけて…「変化に気づく」

- ①児童の様子を担当はもとより全教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設けます。
- ②様子に変化が感じられる児童には積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせます。
- ③アンケート調査・個人面談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し児童との信頼関係を深めます。

(2) 相談ができる…「誰にでも」

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。
- ②いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって耳を傾け、児童の悩みや苦し

みを受け止めるとともに、児童を支えいじめから守る姿勢を明確に伝えます。

- ③いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを積極的に行います。
- ④いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともにいじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにします。

(3) 早期の解決を…「傷口は小さいうちに」

- ①いじめが疑われる時やいじめが発生した場合には、速やかに事実関係を把握します。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉えるようにします。
- ②事実関係を把握する際には、学校として組織的に対応します。
- ③「けんか」やふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合があることから、背景にある事情の調査を行います。
- ④いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめの行為をやめさせます。
- ⑤いじめの加害児童には、いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気付かせるような指導を行うとともに、いじめてしまう気持ちを聞くなど、その児童の心の安定を図る指導もあわせて行います。
- ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合って対応していきます。

5 校内体制について

- (1) 校内に生活指導委員会を核とした「いじめ防止委員会」を設置します。構成は、校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、該当担任教諭及び必要に応じて学校医やスクールカウンセラー等とします。また、状況によっては外部機関と連携し、「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや相談内容の把握、児童、保護者等へのいじめ防止の啓発等に関することを行います。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該学年主任及び担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱い考慮しながら本校の教職員で共有していきます。
- (4) いじめ問題への対応等に関する学校評価については、年度毎の取組について児童及び保護者からのアンケート調査や教職員の評価を行うとともに、関係者評価を受けてその結果を公表し、次年度の取組の改善に生かしていきます。
- (5) いじめの重大事態については、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応していきます。

6 教育委員会をはじめとする関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の小樽市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して小樽市教育委員会からの指導・助言を受けながら、学校として組織的に対応していきます。
- (2) 地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識をもつことが大切であるということから、PTAや「塩谷地域子どものすこやかな成長を願う会」等の地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての情報交換や対策等について話し合いをしていきます。

令和5年度 いじめ問題の対応する校内組織体制

小樽市立塩谷小学校

